

令和2年5月8日提出

令和2年5月市議会臨時会

議 案

〔 報告第3号～報告第8号
議案第41号、議案第42号 〕

島 田 市

目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第3号	専決処分した事件の承認について（島田市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）	1
報告第4号	専決処分した事件の承認について（島田市税条例等の一部を改正する条例）	7
報告第5号	専決処分した事件の承認について（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例）	13
報告第6号	専決処分した事件の承認について（島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	15
報告第7号	専決処分した事件の承認について（島田市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	16
報告第8号	専決処分の報告について（島田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）	18

議案番号	件 名	ページ
議案第41号	令和2年度島田市一般会計補正予算（第2号）	19
議案第42号	島田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	22

予 算 に 関 す る 説 明 書		
議案番号	件 名	ページ
議案第41号	令和2年度島田市一般会計補正予算（第2号）	23

報
告

報告第3号

専決処分した事件の承認について

令和2年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和2年5月8日提出

島田市長 染谷絹代

専決第6号

専 決 処 分 書

令和2年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月2日専決

島田市長 染谷絹代

(別紙)

令和 2 年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度島田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,531,958 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		6,743,192	40,000	6,783,192
	1 県補助金	6,743,192	40,000	6,783,192
歳入合計		9,491,958	40,000	9,531,958

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		6,545,717	40,000	6,585,717
	6 傷病手当費	0	40,000	40,000
歳出合計		9,491,958	40,000	9,531,958

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	6,743,192	40,000	6,783,192
歳入合計	9,491,958	40,000	9,531,958

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	6,545,717	40,000	6,585,717	40,000			
歳出合計	9,491,958	40,000	9,531,958	40,000			

2 歳 入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	6,743,192	40,000	6,783,192
計	6,743,192	40,000	6,783,192

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 傷病手当金	0	40,000	40,000	40,000			
計	0	40,000	40,000	40,000			

(単位 :千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	40,000	特別交付金 40,000

(単位 :千円)

節		説明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び 交付金	40,000	1 新型コロナウイルス感染症対策事業 40,000 傷病手当金支給費 40,000

報告第4号

専決処分した事件の承認について

島田市税条例等の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和2年5月8日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第3号

専決処分書

島田市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市税条例等の一部を改正する条例

（島田市税条例の一部改正）

第1条 島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条

の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2第27項を同条第26項とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第22条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(島田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 島田市税条例等の一部を改正する条例（平成31年島田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(島田市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 島田市税条例の一部を改正する条例（令和元年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち島田市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の島田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後

の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（島田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 島田市税条例等の一部を改正する条例（平成27年島田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第5条 島田市税条例等の一部を改正する条例（平成29年島田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第6条 島田市税条例等の一部を改正する条例（平成30年島田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第7条 島田市税条例等の一部を改正する条例（平成30年島田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第5号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第6号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第7号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第8号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第9号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第10号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

報告第 5 号

専決処分した事件の承認について

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 8 日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第 4 号

専 決 処 分 書

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日専決

島田市長 染 谷 絹 代

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例

島田市都市計画税条例（平成17年島田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第349条の 3 第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の 3 第 9 項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第 8 項を削る。

附則第 9 項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第10項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第 9 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

10 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第12項の前の見出し中「平成32年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和 2 年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13項から第16項までの規定中「平成32年度」を「令和 2 年度」に、「第19

項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第17項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第19項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第20項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の島田市都市計画税条例(附則第4項において「新条例」という。)の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

報告第6号

専決処分した事件の承認について

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和2年5月8日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第5号

専 決 処 分 書

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険税条例（平成18年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の島田市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第7号

専決処分した事件の承認について

島田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和2年5月8日提出

島田市長 染谷絹代

専決第7号

専決処分書

島田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月2日専決

島田市長 染谷絹代

島田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険条例（平成17年島田市条例第91号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第5条・第6条）」を「（第5条—第6条の4）」に改める。

第6条の次に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第6条の2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その

額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、当該標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第6条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条の4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条の2から第6条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間に属する日である場合に適用する。

報告第 8 号

専決処分の報告について

島田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和 2 年 5 月 8 日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第 8 号

専 決 処 分 書

島田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 22 日専決

島田市長 染 谷 絹 代

島田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

島田市固定資産評価審査委員会条例（平成17年島田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一 般 会 計 予 算 書

議案第41号

令和2年度島田市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度島田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,347,744千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,284,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年5月8日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		6,099,137	10,041,858	16,140,995
	1 国庫負担金	4,105,313	8,656	4,113,969
	2 国庫補助金	1,977,386	10,033,202	12,010,588
17 県支出金		3,173,629	97,500	3,271,129
	2 県補助金	1,143,189	97,500	1,240,689
20 繰入金		3,543,164	208,386	3,751,550
	1 基金繰入金	3,071,472	208,386	3,279,858
歳入合計		45,937,000	10,347,744	56,284,744

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,025,031	9,885,000	14,910,031
	1 総務管理費	3,927,283	9,885,000	13,812,283
3 民生費		13,578,785	159,744	13,738,529
	2 児童福祉費	6,530,537	148,202	6,678,739
	3 生活保護費	669,184	11,542	680,726
5 労働費		32,420	50,000	82,420
	1 労働諸費	32,420	50,000	82,420
6 農林業費		977,167	3,000	980,167
	1 農業費	693,918	3,000	696,918
7 商工費		656,949	250,000	906,949
	1 商工費	656,949	250,000	906,949
歳出合計		45,937,000	10,347,744	56,284,744

第2表 債務負担行為補正

1. 追 加

事 項	期 間	限 度 額
経済変動対策貸付金利子補給金	令和3年度	千円 18,000

条 例 そ の 他

条 例
そ の
他

議案第42号

島田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

島田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年5月8日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

島田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年島田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条から第7条までの規定による傷病手当金の支給に係る申請の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一 般 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	6,099,137	10,041,858	16,140,995
17 県支出金	3,173,629	97,500	3,271,129
20 繰入金	3,543,164	208,386	3,751,550
歳入合計	45,937,000	10,347,744	56,284,744

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	5,025,031	9,885,000	14,910,031	9,885,000			
3 民生費	13,578,785	159,744	13,738,529	156,858			2,886
5 労働費	32,420	50,000	82,420				50,000
6 農林業費	977,167	3,000	980,167				3,000
7 商工費	656,949	250,000	906,949	97,500			152,500
歳出合計	45,937,000	10,347,744	56,284,744	10,139,358			208,386

2 歳 入

(款)16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	4,105,313	8,656	4,113,969
計	4,105,313	8,656	4,113,969

(款)16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	115,262	9,885,000	10,000,262
2 民生費国庫補助金	197,833	148,202	346,035
計	1,977,386	10,033,202	12,010,588

(款)17 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 商工費県補助金	6,550	97,500	104,050
計	1,143,189	97,500	1,240,689

(款)20 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	1,486,451	208,386	1,694,837
計	3,071,472	208,386	3,279,858

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3	生活保護費負担金	8,656	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 8,656

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1	総務管理費補助金	9,885,000	特別定額給付金給付事務費補助金 80,900 特別定額給付金給付事業費補助金 9,804,100
2	児童福祉費補助金	148,202	保育対策総合支援事業費補助金 15,500 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 132,702

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1	商工費補助金	97,500	新型コロナウイルス感染拡大防止支援交付金（県対象施設） 30,000 新型コロナウイルス感染拡大防止支援交付金（県対象外施設） 67,500

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1	財政調整基金繰入金	208,386	財政調整基金繰入金 208,386

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
24 特別定額給付金 給付事業費	0	9,885,000	9,885,000	9,885,000			
計	3,927,283	9,885,000	13,812,283	9,885,000			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 子ども・子育て 支援費	3,273,338	15,500	3,288,838	15,500			
9 子育て世帯臨時 特別給付金給付 事業費	0	132,702	132,702	132,702			
計	6,530,537	148,202	6,678,739	148,202			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 生活困窮者自立 支援費	30,437	11,542	41,979	8,656			2,886
計	669,184	11,542	680,726	8,656			2,886

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 雇用対策費	17,370	50,000	67,370				50,000
計	32,420	50,000	82,420				50,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	1,960	1 職員給与費	17,281
3 職員手当等	14,872	一般職	14,872
4 共済費	326	会計年度任用職員	2,409
8 旅費	133	2 特別定額給付金給付事業	9,867,719
10 需用費	4,005	特別定額給付金給付事業	9,867,719
11 役務費	22,056		
12 委託料	36,475		
13 使用料及び賃借料	1,073		
18 負担金、補助及び 交付金	9,804,100		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	1,000	6 新型コロナウイルス感染症対策事業	15,500
17 備品購入費	1,000	保育所等感染拡大防止対策事業	15,500
18 負担金、補助及び 交付金	13,500		
1 報酬	710	1 職員給与費	1,319
3 職員手当等	500	一般職	500
4 共済費	109	会計年度任用職員	819
10 需用費	224	2 子育て世帯臨時特別給付金給付事業	131,383
11 役務費	2,019	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	131,383
12 委託料	2,200		
18 負担金、補助及び 交付金	126,940		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 扶助費	11,542	1 生活困窮者自立支援事業	11,542
		自立相談支援事業	11,542

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び 交付金	50,000	3 新型コロナウイルス感染症対策事業	50,000
		中小企業雇用維持助成金	50,000

(款) 6 農林業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 農業振興費	85,067	3,000	88,067				3,000
計	693,918	3,000	696,918				3,000

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 商工振興費	167,946	250,000	417,946	97,500			152,500
計	656,949	250,000	906,949	97,500			152,500

(単位 :千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び 交付金	3,000	7 新型コロナウイルス感染症対策事業 農業者応援給付金	3,000 3,000

(単位 :千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び 交付金	250,000	7 新型コロナウイルス感染症対策事業 経済変動対策貸付金利子補給金 中小企業者応援給付金 中小企業者家賃等応援給付金 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金	250,000 45,000 10,000 15,000 180,000

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(413) 683	542,223	2,536,216	1,948,478	5,026,917	910,978	5,937,895	
補正前	(409) 683	539,553	2,536,216	1,933,106	5,008,875	910,543	5,919,418	
比 較	(4) 0	2,670	0	15,372	18,042	435	18,477	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	52,351	63,925	42,554	57,360	9,565	152,416	9,232
	補正前	52,351	63,925	42,554	57,360	9,565	137,044	9,232
	比 較	0	0	0	0	0	15,372	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	地域手当 (千円)			
補正後	648,443	396,515	515,223	894				
補正前	648,443	396,515	515,223	894				
比 較	0	0	0	0				

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(8) 620	0	2,429,662	1,854,109	4,283,771	789,170	5,072,941	
補正前	(8) 620	0	2,429,662	1,838,737	4,268,399	789,170	5,057,569	
比 較	(0) 0	0	0	15,372	15,372	0	15,372	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	52,351	63,925	42,554	53,393	7,037	151,635	7,249
	補正前	52,351	63,925	42,554	53,393	7,037	136,263	7,249
	比 較	0	0	0	0	0	15,372	0
の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	地域手当 (千円)			
	補正後	563,333	396,515	515,223	894			
	補正前	563,333	396,515	515,223	894			
	比 較	0	0	0	0			

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(405) 63	542,223	106,554	94,369	743,146	121,808	864,954	
補正前	(401) 63	539,553	106,554	94,369	740,476	121,373	861,849	
比 較	(4) 0	2,670	0	0	2,670	435	3,105	

区 分	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
職員手当 の 内 訳	補正後	3,967	2,528	781	1,983	85,110
	補正前	3,967	2,528	781	1,983	85,110
	比 較	0	0	0	0	0

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	15,372	その他の 増 減 分	15,372	時 間 外 勤 務 手 当 15,372	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
経済変動対策貸付 金利子補給金 (令和2年度分)	補正前									
	補正額	18,000			3	18,000				18,000
	補正後	18,000			3	18,000				18,000
合 計	補正前	14,365,963		2,102,133		11,386,476	527,214	1,071,300	395,508	9,392,454
	補正額	18,000				18,000				18,000
	補正後	14,383,963		2,102,133		11,404,476	527,214	1,071,300	395,508	9,410,454

